

土地會社に對する共同聲明

北九州不動産會社は、農村の寄生虫的遊食地主の利己慾のために出現せる反動會社なりと認め、下記二組合は共同して徹底的に闘争する事を宣言す。

昭和七年農林省の統計は、小作人一石あたりの生産費は（種子代廿二錢、肥料代二圓五十二錢、勞賃七圓六十八錢、畜力費五十二錢、農舍費三十六錢、農具代十九錢、諸材料費一圓廿八錢、小作料九圓卅五錢、公租二錢）二十二圓三十六錢とみてゐる。このほかに、農會費、町村税、神社佛寺寄附、消防、青年團、在郷軍人據金等の半公課金や子女教育費は除外されてゐる。同年度帝國農會調査の庭先價格は一石が十九圓七錢だから、小作料はその五割にあたるワケである。即ち、小作人は、全く、利益なき生活を送つてゐる。

昔は、開拓さへすれば土地はタダで手に入つたのだ。誰も、土地は私有せず家族や部落が中心で共通に利用してゐたのだが、いつの間にか強者の私有となり、無智な小作人が、他の小作人の田ほしさに自ら年貢を増額して借りたり、地主におごされ不當増額を承服されたりして今日の如き小作料となつたので、決して双方公平冷静に定めたのではないのだ。然るに悪地主になると、自分はフトコロ手をして、妾狂ひで遊んでをり乍ら、實際の耕作者たる小作人が餓へようが死なうが知らぬ顔で、一旦きめた小作料は一合も引かずにマキあげようとするからこそ、止むなく農民組合に加入して闘ふようになるのだ。

この北九州不動産會社の創立趣意書に従ふと、資本は僅か三萬圓であるのに、利益は一ケ年一萬千圓をあげようとする横着モノだ。ソレも砂糖を製造するとか、バスを經營するとかの社會公共に役立つ事業をやるにあらず、一、家賃取立て（手数料毎年六千圓）二、宅地料取立て（手数料毎年二千五百圓）三、小作料取立て（手数料二千圓）四、一反一石の小作料とみて百町歩を取扱ふとし手数料は一割とる事となつてゐる。等集金人的な仕事をするのだ。ソレで、この利益金のうち、辯護士や集金人の給料四千二百圓、手當三千四百圓、旅費二百四十圓、賞與千圓、雜費三百六十圓、退職手當百圓、合計八千二百圓が、全く三百代言や半ゴロツキの生活費にトラレてしまひ、株主には僅かに年六分、千八百圓だけやらうと云ふのだ。ホラ吹くべき創立目論見書にしてすでにこうだから、實際にあつて、小作争議が激化し、ゴロツキ人夫を雇つたり酒をのませたりすればする程、人件費のみ益々カサミ、一方、慾の皮のツツばつた地主株主への配當は當然減少するばかりだ。

一切の有利な事業は三井、三菱等大資本團が獨占し、政友も民政も、その足輕となつてゐる今日、五町内外の中小地主が負擔の重課に困つてゐることは、小作人にもよくわかつてゐる。むしろ地主組合をつくり、團結の力で、上層支配階級と闘争し、税金を上にも重く下にも軽く、借金整理に無擔保融通をさせる等々を實行すればよいではないか。然るに弱い小作人を更に苦しめるための事業だけの土地會社を造るなどは以ての外の不心得である。

國家が土地私有权を認めてゐるのは、土地の利用、即ち國民の食糧生産と云ふ機能を保つためであつて、決して惡徳吸血地主のゼイタク援助のためではない筈だ。今の所有權至上主義の民法は日本古來の美風たる共同社會の利益を根柢にいたしたものではなく、個人主義のドイツ民法の直譯であつて、それさへも、もはや變更期に達し、社會立法なる議論が大きくなりつゝあるのだ。

五・一五事件の突發も、勤勞農民の生活不安の反映で、あの事件以後、急速に社會不安は高まりつゝある非常時に際し、二三の三百代言の口によつて、我利我利根柢の惡地主どもがこの會社に立てこもる事は、却つて小作農民を刺戟し、いかなる難關によつても必死の生活防衛闘争をする決心を深めるのみである。下記の兩組合は全能力をあげ、共同の力を以て、土地會社と抗争する事を誓ふものである。

- ▼耕作農民に土地の完全なる利用を保證せよ！
- ▼農村にノサバる吸血遊食地主を放逐せよ！
- ▼肥料代は地主が出せ、サモなくば小作料をウンとまげろ！！
- ▼小作人は直ちに農民組合に加入せよ！
- ▼非國民的土地會社を打倒せよ！

昭和八年十月十七日

小倉市片野惠良田七七八

日本農民組合北九州聯合會

小倉市片野新町電車通り

全國農民組合福岡縣聯合會

昭和八年十月十日印刷
昭和八年十月十七日發行
發行所 小倉市片野新町 田原啓次